

## 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(所管事項)

第3条 協議会は、法第77条第1項各号に規定する事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、子どもプラン武蔵野（武蔵野市が策定する子どもに係る基本計画をいう。）に関する事項について調査審議し、又は意見を述べることができる。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる委員20人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) 公募による市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明

又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員の人数は若干人とし、委員の中から会長が協議会に諮って指名する。

3 専門部会は、協議会により付議された事項について調査審議し、その結果を協議会に報告する。

4 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選によりこれらを定める。

5 前条の規定は、専門部会に準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、第4条の規定により委嘱する委員の最初の任期は、第5条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(目的及び適用範囲) 第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、次に掲げる非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第	(目的及び適用範囲) 第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、次に掲げる非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第	

261号) 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。)に支給する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(1)から(25)まで (略)

(26)から(57)まで

第3条 第1条第16号から第54号までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。

第4条 第1条第55号から第57号までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給する。

別表第2 (第3条関係)

日額で定める報酬額

職名	報酬額
財産価格審議会の委員から青少年問題協議会の委員まで (略)	
特別職報酬等審議会の委員から選挙立会人まで (略)	

備考 (略)

261号) 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。)に支給する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(1)から(25)まで (略)

(26) 子どもプラン推進地域

協議会の委員

(27)から(58)まで

第3条 第1条第16号から第55号までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。

第4条 第1条第56号から第58号までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給する。

別表第2 (第3条関係)

日額で定める報酬額

職名	報酬額
財産価格審議会の委員から青少年問題協議会の委員まで (略)	
<u>子どもプラン推進地域協議会の委員</u>	<u>12,000円</u>
特別職報酬等審議会の委員から選挙立会人まで (略)	

備考 (略)

号の追加

号の繰下げ

字句の改正

字句の改正

項の追加

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会を設置し必要な事項を定めるため、条例を制定するとともに所要の改正をするものである。